

県立新発田竹俣特別支援学校「学校いじめ防止基本方針」

1 はじめに

(1) いじめの防止などの対策に関する基本理念

いじめの防止等の対策は、まず第一に、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、日頃から「いじめを許さない」意識の醸成やお互いを尊重し合う人間関係の構築、いつでも誰でも相談できる体制の整備等、学校の内外を問わず、いじめの未然に防止することを旨として実施する。また、いじめが発生した場合にはいじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であるとの認識を共有し、県、学校、家庭、地域、関係期間等が連携して、いじめ問題の克服に取り組む。

いじめを行った生徒への指導に当たっては、いじめは相手の人格を傷つけ、生命をも脅かす行為であることを理解させ、自らの責任の重さを十分自覚させるとともに、当該生徒が抱える問題等、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に配慮する。加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、いじめを認識しながらはやし立てたり面白がったりする生徒や、周辺で傍観している生徒に対しても、それがいじめに間接的に加担している行為であることを自覚させ、全ての生徒が、いじめは決して許されない行為であることを十分理解できるようにする。なお、新潟県いじめ等の対策に関する条例（以下「県条例」という。）では、「いじめ類似行為」（後述）についても防止等の対策を推進するものとされていることから、本方針におけるいじめの防止などの対策と認知及びその後の対応については、「いじめ類似行為」に関しても同様に扱うものとする。

(2) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめを受けたとされる児童生徒の立場に立って判断する。また、いじめには多くの態様があることから、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じるもの」との要件を限定的に解釈することがないよう努める。

(3) いじめ類似行為の定義

「いじめ類似行為」とは、県条例第2条2項で、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの」とされている。

(4) いじめが解消している状態

いじめが解消している状態とは、少なくとも以下の2つの要件が満たされる必要があり、再発の可能性も含め、日常的に注意深く観察しなければならない。

いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当期間（少なくとも3か月）継続していること。

いじめを受けた児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことを、本人及び保護者に対して行う面談等で確認し、認められること。

2 いじめ防止に向けた基本姿勢

(1) いじめ防止に向けた「連帯感」「所属感」「達成感」を生む先行的・常態的な生徒指導

教育目標「しなやかに」の実現に向けて全ての教育活動において発達支持的生徒指導に取り組む。「学校生活のきまりと心得」の指導や日々の挨拶、励まし、称賛、対話、及び授業や行事等をととして、個と集団へ働き掛ける。生徒の人権意識やコミュニケーション力、人間関係形成力、協働性、自己理解、他者理解、課題解決力などの育成を目指し、先行的・常態的にいじめ防止に努める。

(2) いじめ防止に向けた予防的生徒指導—いじめ未然防止の取組

いじめの未然防止をねらいに、意図的・組織的・系統的に教育プログラムを実施する。SOS の出し方に関する学習や情報モラルに関わる学習、「いじめ見逃しゼロスクール」等県民運動に関連する取組（生徒会主催の集会や標語・ポスターコンクール）を計画する。

(3) いじめ防止に向けた予防的生徒指導ーいじめ早期発見対応

いじめの予兆行動を示す生徒を早期発見と迅速な対応をするためにいじめアンケートをとったり、教育相談を行ったりする。また、被害生徒の安全確保等を行う。

(4) いじめ解消に向けた組織的な指導・支援

いじめ防止対策委員会を開催し、第一次判断や事実の把握と対応策についてチームで対応にあたる。被害生徒のケアや加害生徒の指導、関係修復等を目指す。

3 いじめ防止に向けた具体的な取組

(1) 新発田竹俣特別支援学校いじめ・不登校防止のための年間指導計画

月	いじめ・不登校防止のための生徒指導・教育相談に関する事項・留意事項等	
通年	・授業等を通して生徒が主体的に学習活動に取り組めるよう、見通しのもてる支援や教材の工夫等を行う。 ・欠席や遅刻・早退、授業中、休み時間の様子や表情から、生徒の変容に気付き、必要な対応策を協議する。 ・学年学級、異学年同士の人間関係に配慮し、孤立傾向や不適応傾向な生徒に関する情報を早めに全職員に伝える。また、必要な生徒へ支援する。 ・生徒の学校生活や家庭生活について、保護者と情報を共有し、指導・支援に生かす。 ・保護者や生徒のカウンセリングニーズを把握し、必要に応じて教育相談やカウンセリングを実施する。	
4月	・始業式 ・入学式	・引継ぎ資料や生徒理解研修（情報交換会）などで、生徒理解を深める。 ・学校生活の「きまり」と「心得」について指導する。
5月	・体育祭 ・個別懇談会	・進学、進級後の学校生活の様子、家庭の様子について保護者と情報交換し、今後の支援に生かす。
6月	・学校生活アンケート①	・学校生活アンケート（いじめ含む）の記述から生徒の状態を把握する。必要に応じて教育相談を働き掛ける。いじめの早期発見に努める。
7月	・個別懇談会 ・終業式	・夏季休業中の安全な生活（SNSトラブルの防止含む）について指導する。 ・生徒指導だよりを家庭配付し、夏季休業中の安全な生活について周知する。
9月	・始業式 ・いじめ防止に向けた取組	・生活習慣の乱れや人間関係の変化などに十分注意する。また、家庭と連携し、家庭での様子の把握も務める。
10月		・前期の生徒の人間関係の変化をもとに、孤立する生徒、活動に参加しない生徒が出ないように集団に働き掛ける。
11月	・学校生活アンケート②	・学校生活アンケート（いじめ含む）の記述から生徒の状態を把握する。必要に応じて教育相談を働き掛ける。いじめの早期発見に努める。
12月	・個別懇談会 ・終業式	・冬期休業中の安全な生活（SNSトラブルの防止含む）について指導する。 ・生徒指導だよりを家庭配付し、冬季休業中の安全な生活について周知する。
1月	・始業式	・休み明けの生徒の人間関係の変化や表情の変化などに気を配り、職員間での連絡を密にするとともに、気付いたことを家庭とも情報を共有する。
2月	・高等部入学者選考検査 ・体験入学	・進級や進路への不安を抱く生徒に対して、教育相談を計画的に活用する。 ・生徒間の人間関係や孤立しがちな生徒の様子を十分に把握し、次年度の学級編成や引継ぎに生かせるようにする。
3月	・個別懇談会 ・卒業式終業式	・1年間の成長の様子を保護者と共有し次年度への情報とする。 ・生徒の人間関係や孤立しがちな生徒に配慮し学級編成を行う。

(2) 教育相談体制

①目標

ア 年2回の学校生活アンケート（いじめ）を実施し、「悩みごとは相談する」という雰囲気や環境を醸成する。

イ 相談を通して、生徒との望ましい人間関係の確立を図る。

ウ 一人一人の悩みや問題点を話し合い、必要に応じて助言や指導することによって学校生活への適応を図る。

②指導の重点

ア 受容的な態度を大切にし、共感性のある相談に努める。

イ 自己理解を深めさせるとともに、自己改善への意欲をもたせる。

③具体的な方策

ア 定期教育相談

＜基本方針＞

・毎学期毎の教育相談期間を設け、全校生徒対象で行う。

・学校生活アンケート（いじめを含む）を生徒・保護者を対象に実施する。

＜実施方法＞

- ・カードに記入し、学級担任が目を通し、必要に応じて生徒・保護者と面談を実施する。
 - ・緊急を要するものはすべてに優先して即時対応する。
 - ・6月、11月は全校生徒対象に行い、他の月は希望生徒を対象に随時行う。
 - ・原則として学級担任が行うが、必要に応じて担任以外の職員も相談にあたる。
 - ・相談の内容は学校生活・家庭生活全般についてとし、アンケート結果を活用する。
- ※学校生活アンケートは原則5年間保存する

イ カウンセリング

- ・県スクールカウンセラーの活用
 - ・原則として、年12回、曜日は木曜日の9：15～17：00に来校。（変更の可能性有り）
- ※未然防止、早期発見及び支援・対応等から児童生徒及び保護者からの相談対応や教職員や組織に対する相談を行う。また、いじめ等を認知した場合、またはその疑いが生じた場合の援助を行う。なお、相談内容がいじめ・自傷行為など自他の生命や身体の安全に関わる時は、学年部や生徒指導部で協議し対応する。また、必要に応じて全職員に伝達し、共通理解を図る。

（3）ネット上のいじめへの対応

①インターネット上のトラブルへの対応

「ネット上のいじめ」とは、携帯電話やパソコンを通じて、インターネット上のウェブサイトの掲示板などに、特定の子どもの悪口や誹謗・中傷を書き込んだり、メールを送ったりする方法により、いじめを行うものである。下記のような特徴があると指摘されている。

- ・不特定多数のものから、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間できわめて深刻なものとなる。
- ・インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、子どもが簡単に被害者にも加害者にもなる。
- ・インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報加工さが容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に1度流失した個人情報は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- ・保護者や教師などの身近な大人が、子どもの携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。また、子どもの利用している掲示板などを詳細に確認することが困難なため、「ネット上のいじめ」の実態把握が難しい。

このような「ネット上のいじめ」についても、他のいじめ同様に決して許されるものではなく、学校においても、「ネット上のいじめ」の特徴を理解した上で、早期発見・早期対応に向けた取組を行っていく必要がある。

②トラブルが発生した場合の対応について

ア 被害児童生徒への対応

「ネット上のいじめ」を含めたいじめに対しては、スクールカウンセラー等を配置するなど、学校における教育相談体制の充実を図り、きめ細かなケアを行い、いじめられた子どもを守り通すことを最優先する。毎日の面談の実施や、緊急連絡先の伝達を行うなど、被害児童生徒の立場に寄り添った支援を行う。

また、学級担任だけで対応するのではなく、複数の教師で情報を共有して対応するなど、学校全体で「ネット上のいじめ」に対して取り組んで行く。

イ 加害児童生徒への対応

加害児童生徒が判明した場合には、加害者自身がいじめに遭っていて、その仕返しとして、掲示板に誹謗・中傷を書き込んだという例などもあるため、被害者からの情報だけをもとに、安易に加害者と決めつけず、「ネット上のいじめ」が起こった背景や事情についても綿密に調べるなど適切な対応をする。

また、「ネット上のいじめ」についても、他のいじめと異なるものではなく、決して許されないものであるということについて、粘り強い指導を行うとともに、加害児童生徒に対するケアも行う必要がある。特に「ネット上のいじめ」に関しては、加害児童生徒が軽い気持ちで書き込みを行ったり、加害生徒自身が悩みや問題を抱えていたりする場合があるため、事後の指導から受ける精神的な影響が大きいという事例も報告されている。そのため、個別の事例に応じて、十分な配慮のもとでの指導が必要である。

ウ 全校児童生徒への対応

「ネット上のいじめ」等が生じた場合には、上記（２）（３）を参考に、生徒への指導を行うとともに、日頃から情報モラル教育を学校全体として行い、子どもたちが「ネット上のいじめ」の加害者にも被害者にもならないように指導を充実させることが必要である。

エ 保護者への対応

「ネット上のいじめを含めたいじめ」を発見した場合には、被害児童生徒の保護者に迅速に連絡するとともに、家庭訪問などを行い、保護者と話合いの機会を持ち、学校の対応について説明し、その後の対応について相談しながら進める。

加害生徒が明らかな場合は、その保護者に対しても「ネット上のいじめ」は許されない行為であることを説明するとともに、「ネット上のいじめ」を再発させないために、家庭での携帯電話やインターネットの利用の在り方についての説明を行う。加えて、必要に応じて保護者会を開催するなどして、学校において起きた「ネット上のいじめ」の概要や学校における対応、家庭での留意点などを説明し、また、「ネット上のいじめ」に対する学校における対応方針を伝えるなど、学校の取組に対する保護者の理解を得る。

（４）校内研修

生徒指導研修資料をはじめ、いじめに関する具体的な資料を提供し、年２回以上の校内研修の確実な実施と活性化を促す。

	月	内容	その他
1 学期	4 月	・ 生徒情報交換①②	・ いじめ防止対策委員会①
	7 ～ 8 月	・ 情報モラルに関わる研修 ・ ゲートキーパー研修会 ・ 生徒指導情報交換③	・ いじめ防止対策委員会②
2 学期	9 月～ 11 月	・ いじめ見逃しゼロの活動計画（集会、 標語・ポスターづくり）	・ いじめ防止対策委員会③④
3 学期	1 ～ 3 月	・ 今年度の取組の評価と次年度の計画 ・ 生徒情報交換④ ・ 新入生情報交換	・ いじめ防止対策委員会⑤

（５）保護者や地域との連携及び啓発運動

- ・ 保護者や地域と連携したいじめ防止の取組や啓発活動や学校便りによる学校評価、いじめの実態に関する情報発信する。前年度のいじめ認知件数を、PTA 総会やホームページ等で公表する。

4 いじめ防止対策のための組織

（１）対策に向けた中核となる常設の組織

①いじめ防止対策委員会

・ 校長 ・ 教頭 ・ いじめ対策推進教員 ・ 生徒指導主事 ・ 生徒指導部員 ・ 特別支援ＣＯ
・ 中、高学部主事 ・ 養護教諭 ・ スクールカウンセラー
※必要に応じて、警察、心理、福祉などに関する専門的な知識を有する者や弁護士（スクールロイヤー）、医師等の外部専門家などの参加・協力を得る。

②組織の役割

- ア 学校基本方針の取組の実施、年間指導計画の作成・実行・検証・修正
- イ いじめの相談・通報の窓口
- ウ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- エ いじめの疑いに係る情報があつた時の緊急会議の実施、いじめの情報の迅速な共有、関係生徒への事情聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携した対応

（２）日常的にいじめ問題等、生徒指導上の課題に関して対応する組織

・ 生徒指導主事 ・ 担任 ・ 学年主任 ・ 学部主事 ・ 養護教諭 ・ スクールカウンセラー

（３）その他関係する組織

①新発田市学校警察連絡協議会

○構成メンバー

- ・ 新発田市教育委員会（教育長・学校教育課長・管理指導主事・指導主事）
- ・ 新発田警察署（署長・生活安全課長） ・ 各中学校・高等学校（校長・生徒指導担当者）

○事業内容

- ・ 生徒の健全育成を目指しての生徒指導上の問題に関する連絡や協議
- ・ いじめ防止に向けての取組と情報交換

②県教育委員会の組織（特別支援校長会）

5 重大事態への対処

- ・学校は、重大事態に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。
- ・学校は、調査を行ったときは、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。
- ・学校は、重大事態が発生した旨を県教育委員会に報告し、指示、指導に従う。

（１）重大事態の意味

- ①いじめにより在籍生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
○児童生徒が自殺を企図した場合 ○身体に重大な傷害を負った場合
○金品等に重大な被害を被った場合 ○精神性の疾患を発症した場合 など
- ②いじめにより在籍する生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（「相当の期間」：年間 30 日を目安）
生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

（２）重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、学校が、新潟県教育委員会に報告する。

【学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断】

従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと設置者が判断する場合や学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合。

（３）調査の主体

- ①学校が主体となって行う場合（基本的には学校が主体となって調査を行う）
- ②県教育委員会が主体となって行う場合

（４）調査を行うための組織

- ☐学校におけるいじめの防止等のための組織

 - ・校長 ・教頭 ・生徒指導主事 ・養護教諭 ・PTA 会長 ・PTA 副会長
 - ・スクールカウンセラー ※調査にあたっては、警察との連携を徹底する。

☐重大事態の性質に応じて、県教育委員会の指導助言のもと適切な専門家を加える。
（市担当弁護士、学識経験者、精神科医、職能団体等）

（５）警察との連携の徹底

いじめ重大事態等に対して、学校は、いじめが児童生徒の生命や心身に重大な危険を生じさせるおそれがあることを十分に認識し、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第 23 条第 6 項に基づき、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求めるものとする。なお、いじめ事案等における警察との連携についてあらかじめ保護者に周知しておく。

（６）事実関係を明確にするための調査の実施

- ・客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・不都合なことがあっても事実にしっかりと向き合う姿勢を大切にする。
- ・「事実を明確にする」ために、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を可能な限りを網羅的に明確にする。
この際、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査するようにする。
- ・この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものでなく、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

- ☐いじめられた児童生徒から聴き取りが可能な場合

 - ・いじめを受けた児童生徒、在籍児童生徒、教職員から質問紙調査、聴き取り調査を十分に行う。
 - ・いじめを受けた児童生徒、情報提供をしてくれた児童生徒を守ることを最優先する。
 - ・いじめを受けた児童生徒には継続的な心のケアを行い、落ち着いた生活復帰の支援や学習支援等をする。

□いじめられた児童生徒から聴き取りが不可能な場合

- ・当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に保護者に今後の調査について協議し調査に着手する。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを行う。

(7) 調査結果の提供及び報告

①いじめを受けたとされる児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

- ア いじめを受けたとされる児童生徒やその保護者に対して事実関係について説明する。
この情報提供に当たっては、適時・適切な方法で経過報告をする。
いじめの行為がいつ、誰から、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか。
- イ 他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮して適切に提供する。ただし、個人情報保護を盾に説明を怠らないようにする。
- ウ 質問紙調査の実施によって得られたアンケートは、いじめを受けたとされる児童生徒、その保護者に提供する場合があることを念頭におく。調査を行う際には、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明をする。
- エ 調査を行う際には、調査方法及び内容項目及び情報提供の内容・方法・時期等について県教育委員会と協議し、必要な指導及び支援を受ける。

②調査結果の報告

- ア 調査結果については、県教育委員会に報告する。
- イ いじめを受けたとされる児童生徒またはその保護者が希望する場合には、いじめを受けたとされえる生徒または、その保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて、県教育委員会に送付する。

6 参考資料

- (1) 新潟県いじめ防止基本方針（平成3年7月改定）
- (2) 新潟県いじめ対応総合マニュアル県立学校編（改訂版）（令和6年3月三訂）
- (3) いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について（通知）（令和5年2月）

7 その他

- 令和5年3月31日 一部改訂
- 令和6年3月29日 一部改訂